



私のまちの消防団

牛久市消防団では、
団員を募集しています！
詳しくは交通防災課まで
問 交通防災課 ☎内線1682、1683

第18分団は、入団して10年以上のベテラン者が多く、訓練や火災現場では団員同士協調し、ときばきと作業を行っています。また、問題が発生しても皆で話し合っ解決できる仲の良い分団です。

定期的に行う車両点検や水出し訓練、地域のお祭りやその他のイベントでの災害警戒、火災多発期の防火広報や夜回りなど、皆で分担し、真剣、かつ、楽しく活動しています。これからも、地域の防火防災のため訓練に励み、有事には速や



牛久市消防団第18(北部)分団

団員数：20人 平均年齢：53歳
分団長：松川博仁 部長：秋田修一



かな消防活動が行えるよう心掛けていきます。

団員一同、地域の皆さんと共に日々安全を支え、そして、安心を与えられる分団でありたいと思っています。



牛久市消防団第18(北部)分団

賃貸住宅を契約するときのポイント

春は入学、就職、転職などで新たに賃貸住宅を借りることが多くなる季節です。楽しく新生活がスタートできるよう、契約する際には十分ご注意ください。

Point 1 物件の内覧・確認をする

最近では物件情報をパソコンやスマートフォンから取得することが多く、間取り図や外観・部屋の状況を簡単に見ることが出来ます。しかし、物件の内覧・確認も行わずに契約してトラブルになるケースが多数見受けられます。必ず契約前に自分の目で確認しましょう。また、いくつかの物件を比較検討中でありながら、とりあえず「入居申込書」を書くといったことはやめましょう。

Point 3 契約内容に納得して契約する

貸主がどのような条件で貸すか、借主がどのような条件で借りるかは、当事者間の合意で自由に定めることができます(契約自由の原則)。両者の合意された内容を書面にしたものが賃貸契約書です。借主に不利な特約があったとしても、特約は原則として有効です。契約する前によく確認することが大切です。

消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ
相談日 月～金曜日
(午前9時～午後4時)
問 牛久市消費生活センター
☎830-8802

Point 2 重要事項説明内容の理解

重要事項説明書は、
①物件の状況、②取引条件、③その他取引判断